≪こんなときの知っておきたい手続≫

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

亡くなられたとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内 親族、同居人及び家主等	・死亡届書 ・死亡診断書又は死体検案書（死亡届書の右半分が死亡診断書又は死体検案書になっている場合が多いです。） ＊死亡届の届出地は、原則として、死亡者の本籍地、死亡地又は届出人の住所地のいずれかです。 ＊通知カードは返却の必要はありません。適切な方法で処分してください。 ＊マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、保険等の手続きを終えられましたら、３階9番窓口（マイナンバーカード交付コーナー）へ返却してください。 ＊住民基本台帳カードをお持ちの場合は、窓口に返却してください。 ＊印鑑登録をされていた場合は、印鑑登録証（カード）を窓口に返却いただくか、はさみで切って処分してください。 ＊特別永住者の方は特別永住者証を出入国在留管理局へご返却ください。 ＊中長期在留者の方は在留カードを出入国在留管理局へご返却ください。	□	３階② 戸籍住民担当 （時間外は1階の宿直窓口で受け付けます。）
世帯主変更届（亡くなられた方が世帯主で、残った世帯員のうち１５歳以上の方が２人以上いる場合）	速やかに 新世帯主 又は代理人（注１）	・本人確認書類	□	３階③ 戸籍住民担当
国民健康保険	速やかに 世帯主、親族又は代理人（注１）	・国民健康保険被保険者証又は資格確認書等（亡くなられた方が世帯主のもの全て） ・その他受給者証等（お持ちの方のみ） ・届出人の本人確認書類	□	３階⑥ 保険年金担当 （注４）
後期高齢者医療保険	速やかに 親族又は 代理人（注１）	・後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書等 ・限度額適用認定証等（お持ちの方のみ） ・届出人の本人確認書類	□	
国民年金　加入者→	速やかに 親族	・年金手帳又は基礎年金番号通知書（基礎年金番号がわかるもの）もしくはマイナンバーカード（個人番号カード）等	□	３階⑦ 保険年金担当
受給者→		・年金証書、その他	□	中京年金事務所
		（障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金受給者のみ）	□	３階⑦ 保険年金担当
	◎いずれも届出に必要な書類は、あらかじめ担当窓口にお尋ねください。			
重度障害老人健康管理費	後期高齢者医療保険手続き後、速やかに 親族	・重度障害老人健康管理事業対象者証	□	３階⑦ 保険年金担当
重度心身障害者医療	速やかに 親族	・医療費受給者証	□	２階① 障害保健福祉課
身体障害者手帳	速やかに 親族	・身体障害者手帳 ・自立支援医療（更生医療）受給者証（お持ちの方のみ） ・タクシーチケット（お持ちの方のみ）	□	

裏面に続く

令和7年4月発行
中京区役所

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	速やかに 親族	・認定通知書 ・同居者の方の通帳	□	2階① 障害保健福祉課
療育手帳	速やかに 親族	・療育手帳	□	
精神障害者 保健福祉手帳	速やかに 親族	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療（精神通院）受給者証（お持ちの方のみ）	□	
特定疾患・特定医療費 （指定難病）	速やかに 親族	・特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者証	□	
特別児童扶養手当	速やかに 親族	＜児童が亡くなられたとき＞ ・認定通知書等受給内容が分かるもの ＜受給者が亡くなられたとき＞ 手続きの詳細は担当課へ御連絡ください。	□	
児童扶養手当	速やかに 親権者	＜児童が亡くなられたとき＞ ・手当証書 ＜受給者が亡くなられたとき＞ 手続きの詳細は担当課へ御連絡ください。	□	2階② 子育て推進担当
児童手当	速やかに	届に必要な書類は、あらかじめ担当の係にお問合せください。	□	2階② 子育て推進担当 （注2）
子ども医療	速やかに 保護者	・医療費受給者証	□	
ひとり親家庭等医療	速やかに 親族	・医療費受給者証	□	
被爆者健康手帳 をお持ちの方	速やかに 親族	・被爆者健康手帳・手当証書（受給者のみ） ・死亡診断書の写し ＜葬祭料支給手続き＞ ・葬祭料支給申請書　・印鑑 ・消除された住民票の写し ・申請人が葬祭を行ったことがわかる書類（会葬御礼はがき、死体埋葬許可証写し等） ・申請人と被爆者の方との続柄を証明する物（住民票、戸籍抄本等）	□	1階⑥ 健康長寿推進課
老人医療	速やかに 親族	・医療費受給者証	□	1階⑦又は⑧ 健康長寿推進課
介護保険	速やかに 親族	・マイナンバーカード（個人番号カード） ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証（お持ちの方のみ）	□	
敬老乗車証 (フリーパス・回数券)	速やかに 親族	・フリーパス証については1階⑦で返還することもできます。 ・回数券を返還される方は、敬老乗車証交付事務センターにお問合せください。	□	敬老乗車証交付事務センター （注3）

本人確認書類とは…マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証や、健康保険証又は資格確認書、パスポートなど

◆土地や建物の「相続による所有権移転登記」は不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

（注１）代理人の場合は、本人署名又は記名押印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

（注2）児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先にお願いします。
申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先
〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル３階
京都市子ども家庭支援課分室　251-1123(8:30～17:00　土・日・祝日・年末年始除く）

（注３）敬老乗車証交付事務センター　電話番号050-5443-6647　FAX075-213-5801　届出は郵送のみ。窓口はありません。

（注４）葬祭費の業務は、京都市国保・後期医療給付事務センターにおいて行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先にお願いします。
申請・問合せ先
〒612－8518　伏見区鷹匠町39番地の2
京都市国保・後期医療給付事務センター　電話番号　606－8929
（受付時間　午前9時～午後5時　土・日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。）
※郵送申請のみの受付となります。来所による受付は引き続き、区役所・支所の窓口で対応します。

〈御注意〉
これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所
〒604-8588　京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521　（075）812－0061（代表）

令和7年4月発行
中京区役所